

令和5年度宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業
（SERVIS プロジェクト）のうち
衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業
における衛星データ無料利用事業者の公募

公募要領

令和5年5月

一般財団法人日本宇宙フォーラム

目次

1. 事業の目的（概要）	1
2. 事業内容.....	1
3. 事業スキーム	1
（1）提供する Tellus のデータ	2
4. 応募資格.....	3
（1）応募要件	3
（2）応募主体	3
（3）知的財産権について.....	4
（4）データ利用終了後の報告	4
5. 応募手続き	4
（1）募集期間	4
（2）応募書類	5
（3）応募書類の提出先	5
（4）提出締切日	5
6. 審査・採択等について.....	6
（1）審査方法	6
（2）採択結果の決定及び通知・公表について.....	6
7. 問い合わせ先について.....	6

一般財団法人日本宇宙フォーラム（以下、「JSF」という）では、経済産業省の委託を受け、『令和5年度宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（SERVIS プロジェクト）のうち衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業』（以下、「衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業」という）における衛星データ無料利用事業者を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

近年、小型衛星の打ち上げ機会の拡大等により、衛星データの質・量が抜本的に向上しつつあり、防災、インフラ維持管理、農林水産業、交通、物流、金融・保険等の様々な分野において、衛星データを活用した社会課題解決が期待されています。

しかしながら、これまでに政府の衛星データプラットフォームに集約されている衛星データは、頻度・解像度・データ種別の各面で課題があり、特定地域のユーザーのニーズに十分に寄り添った形でのデータ提供が進んでいませんでした。

こうした状況を解決するため、本事業では、経済産業省が地方公共団体・企業・団体からのニーズ情報の提供を踏まえ選定した地域において、当該地域等が抱える課題の解決に必要となる様々な商用衛星データを追加的に調達し、衛星データ以外の地理空間データも充実させた上で、衛星データ等を活用した課題解決のためのソリューション開発実証を集中的に行います。

2. 事業内容

現在、世界的な衛星コンステレーションビジネス（※）の進展により、宇宙産業のゲームチェンジが起こりつつあります。こうした中、我が国の宇宙活動の自立性を維持していくためには、民生分野の優れた部品・技術を活用して人工衛星等の低コスト化、高性能化、短納期化を実現すると共に、様々な産業における衛星データの利活用を促進する必要があります。

このため、SERVIS プロジェクトでは、特定地域を対象に複数種類の衛星データを調達し、様々な産業・地域の課題解決に資する衛星データ利用ソリューションの開発支援を行います。

本公募では、衛星データを活用した様々な産業の生産性向上にコミットする複数の地域において、ソリューション開発に必要な衛星データを課題・テーマを絞り一括調達したものを、衛星データプラットフォーム「Tellus」上で無料で利用することができる事業者を募集します。

（※）超小型・小型衛星を多数打ち上げて一体的に運用するビジネスモデル

3. 事業スキーム

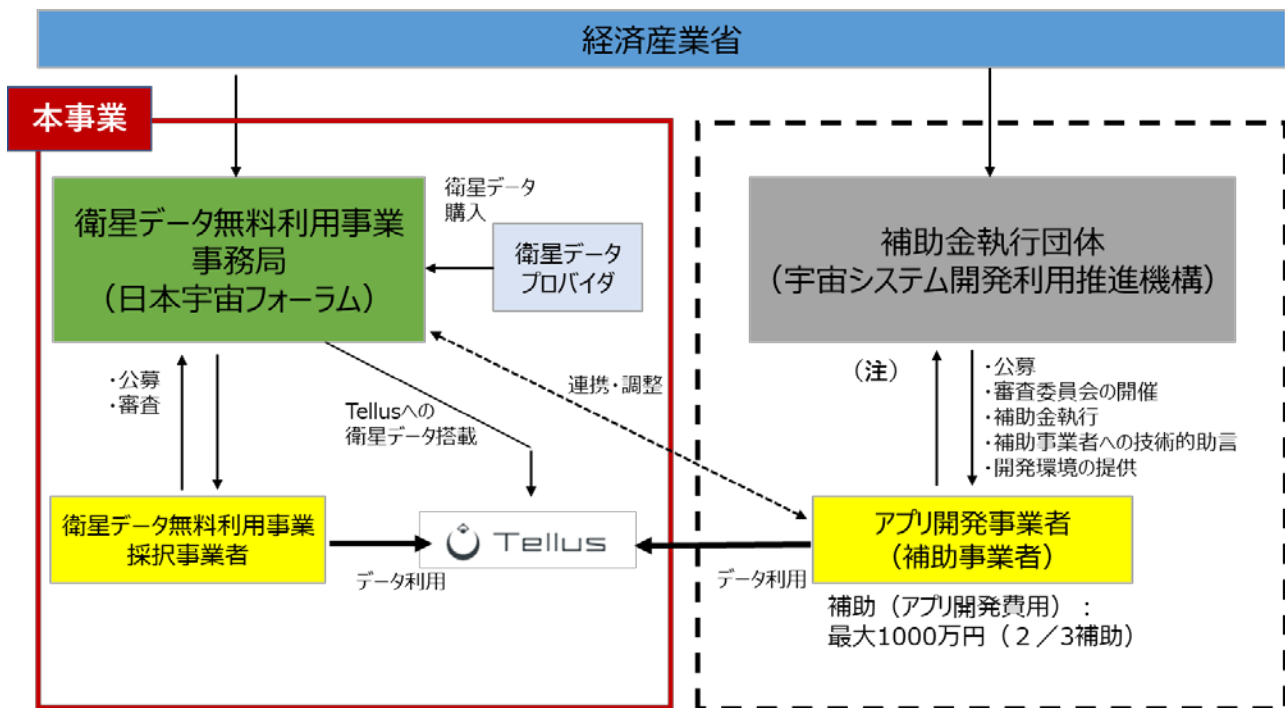
本公募は、衛星データの無料利用を希望する事業者に対して、事業計画や実証アイデアの提出を求め、審査を行い、審査を通過したものに対して試用期間を設定の上、衛星データの使用を許可するものです。

データ利用期間は以下のとおりです。提出資料についての詳細は「5. 応募手続き」を参照してください。

第1回公募選定事業者：令和5年6月頃から令和5年8月までの約3か月間

第2回公募選定事業者：令和5年9月頃から令和5年11月までの約3か月間

※なお、長期使用の希望がある事業者は、申請書に追加情報を記載し、採択されることにより、令和6年3月まで継続利用可能となります。



※令和5年度宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業 (SERVISプロジェクト) のうち衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業

※令和5年度情報処理サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金 (宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業 (衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業))

(注) 本事業とは別に公募が行われる「Tellus に搭載された衛星データ等を利用したソリューション開発補助事業」(正式名称「令和5年度『情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金 (宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業 (衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業))』」)に応募をご検討される事業者は、補助金執行団体である宇宙システム開発利用推進機構 (JSS) にお問い合わせください。

「Tellus に搭載された衛星データ等を利用したソリューション開発補助事業」に採択された事業者は自動的に本事業に採択されます。

(1) 提供する Tellus のデータ

本事業では、衛星データプラットフォーム「Tellus」上で以下の衛星のアーカイブデータを無料で提供します。採択された事業者には Tellus QGIS (※) のアカウントが発行され、一定期間、Tellus QGIS 上で提供された衛星データを解析することができるようになります。Tellus QGIS のアカウントは1採択事業者あたり2アカウントまでに制限されることがあります。また、アクセスするためのPCやインターネット環境等の機器・通信環境はご自身でご用意ください。なお、提供するデータは変更になる可能性があります。

(※) QGIS は、地理情報システムの閲覧、編集、分析機能を有するクロスプラットフォームのオープンソースソフトウェア・GIS ソフトです。Tellus QGIS は、Tellus 上で動作するクラウドの QGIS になります。

<p>データ提供を予定している衛星データ</p>	<p><光学衛星></p> <ul style="list-style-type: none"> ① アクセルスペース「GRUS」 ② Maxar「WorldView/GeoEye」シリーズ ③ Airbus「Pleiades」シリーズ ④ Airbus「SPOT」シリーズ <p><SAR 衛星></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ JAXA「ALOS-2」 ⑥ Synspective「StriX」シリーズ ⑦ QPS 研究所「イザナミ、QPS-SAR」 ⑧ JEOSS「ASNARO-2」 <p>その他、Tellus に搭載されている各種データをご利用いただけます。データの内容については、Tellus Satellite Data Traveler および Tellus Market よりご確認ください。</p> <p>Tellus Satellite Data Traveler https://www.tellusxdp.com/traveler/</p> <p>Tellus Market https://www.tellusxdp.com/market/</p> <p>ご利用にあたり、Tellus のユーザー登録が必要となります。また、データの利用についてはデータごとの利用ポリシーをご確認ください。また、各衛星データのそれぞれのエンドユーザライセンス（EULA）に合意・署名いただくことで利用が可能となります。</p>
<p>衛星データの撮像地域</p>	<p>北海道、富山県、福井県、山口県、九州地方（熊本県、福岡県、大分県、鹿児島県、佐賀県、長崎県）</p> <p>※撮像地域の一部において、一定量の上記衛星データが事業開始時点で Tellus に既に搭載されております。</p>

4. 応募資格

(1) 応募要件

応募にあたっては、以下の条件を満たすようにしてください。

- ① 本事業で提供する衛星データを用いた事業アイデアを示すこと。
- ② データ利用期間終了時には所定の様式での報告書を提出すること。
- ③ ヒアリングを行う可能性があるため、その要請があった場合には応えること。

※ヒアリング等についてはオンラインでの開催となる場合があります。

(2) 応募主体

本事業は、法人・個人・グループを問わず応募することが可能であり、いわゆる大企業やスタートアップ、上場/非上場の別は問いません。ただし、次の条件を満たしてください。

- ① 日本国内で法人格を有していること。もしくは日本国内に所在する大学等の研究機関であること。

- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業における知的財産権等の取り決めを順守し、責務を真摯にこなすこと。
- ④ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- ⑤ 模倣品の取り扱いや著作権の侵害を犯しているものでないこと。
- ⑥ 名義貸しにより設立された法人、あるいは実態のない法人でないこと。
- ⑦ 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。
- ⑧ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置を受けている法人でないこと。

※上記に関わらず、当事務局が不適切と認めた場合や本事業に関する要件等に違反または不正があった場合には、事務局の判断により応募資格取り消しまたは審査結果の全部または一部について取り消し、あるいは Tellus QGIS のアカウントの停止等を行うことがあります。

(3) 知的財産権について

衛星データのライセンスは経済産業省がエンドユーザとして登録されていますので、衛星データのライセンス規定を順守下さい。本事業では、既に応募者が応募の段階で所有しているアイデア以外、本事業で発生した知的財産権は一切保有できないものとします。無料で利用できる衛星データから派生したデータや情報を直接使ったの商業活動は一切できません。

(4) データ利用終了後の報告

本事業終了時に指定の報告書を提出いただきます。また、本事業終了後 5 年間、開発及び実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JSF 又は経済産業省から求められる場合があります。

<データ利用終了後の提出書類一覧>

No.	書式	書類名称	備考
4	指定	報告書	1 部
5	指定	衛星データ削除完了報告書	1 部

5. 応募手続き

(1) 募集期間

・ 第 1 回

募集開始日：令和 5 年 5 月 8 日（月）

締切日：令和 5 年 5 月 22 日（月）13:00 必着

・ 第 2 回

募集開始日：令和 5 年 8 月上旬頃

・ 第 3 回については第 2 回目までの応募状況に応じて公募することがあります。

(2) 応募書類

応募書類は電子メールにてご提出ください。

なお、電子データについては、文字情報がコピー可能な状態のファイル（Word、PDF のいずれか）を提出してください。（No. 3 を除く）

以下の指定様式 No.1～3 に必要事項を記入の上、メール添付でお送りください。メールタイトルは「衛星データ無料利用事業者 応募書類（会社名）」としてください。

なお、提出書類 No.3 は押印/自筆署名したものをスキャン・PDF 化して添付してください。

<提出書類一覧>

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	公募申請書	1部
2	指定	アイデア概要書	1部
3	指定	同意書	1部

※指定様式は本事業ウェブサイトからダウンロード可能です。

<https://sdu.go.jp>

※必要に応じて、補足資料（形式問わず）を添付することは可能です。但し審査は提出書類にて行いますのでご了承ください。

提出された応募書類は、経済産業省、経済産業省の有識者委員及び経済産業省の委託業者が衛星データ無料利用事業者の選定及び事業評価のみに使用します。有識者委員には守秘義務がありますが、提出された応募書類や報告書類は全て委員に開示されます。また、アイデア概要書もしくは採択された事業における実施計画の内容に関しては、事前告知を行わず、国又は JSF から公表される場合があります。取得した個人情報については、提案の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（但し、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

(3) 応募書類の提出先

一般財団法人日本宇宙フォーラム

衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業事務局

担当：今野・菊地 宛

メールアドレス：sdu@jsforum.or.jp

(4) 提出締切日

・第1回公募

令和5年5月22日（月）13:00 必着

※第2回の締切日についてはウェブサイト等で追って公表いたします。

6. 審査・採択等について

(1) 審査方法

採択にあたっては、提案書の内容に基づき、以下を評価指標として審査を行います。

評価項目	審査基準
①着眼点	課題の明確性、解決へのアプローチの明確性を評価。
②新規性	新たな取り組みであり、サービス化へのアプローチが明確か評価。
③計画性・実現可能性	計画的に開発実証に取り組み開発目標が達成できそうかを評価。
④実用性・市場性	具体的な商品化・サービス化によって市場性が高そうかを評価。
⑤継続性・将来性	実証期間以降も継続的に取り組むことを期待できるか評価。
⑥事業参画適正	実証の主旨を十分に理解し、疑義無く適性がありそうかを評価。

(2) 採択結果の決定及び通知・公表について

すべての応募者に対し、審査・選定の結果を通知いたします。

7. 問い合わせ先について

本公募要領に関するお問い合わせは、お名前・ご所属・質問事項を明記の上、事務局まで電子メールで送付してください。

<問い合わせ先>

一般財団法人日本宇宙フォーラム

衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業事務局

担当：今野・菊地 TEL：03-6206-4901、e-mail: sdu@jsforum.or.jp

※テレワーク実施につき、お電話の問合せはご対応できない場合があります。

メールでのお問い合わせをお願いいたします。